

鳥取県告示第386号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第35条の10第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者に係る法第35条の6第1項の規定による認定を取り消したので、法第88条第2項の規定により告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
株式会社 J A いなば燃料センター	鳥取市湖山町五丁目261	代表取締役 小林 功	平成21年5月29日